

【諮問（個人）第134号】

24川情個第5号  
平成24年5月11日

川崎市教育委員会  
委員長 峪 正 人 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 鈴 木 庸 夫

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成22年1月29日付け21川教指第2346号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った文書不存在を理由とする拒否処分につき、(1)〇〇〇〇小学校が保有する〇〇〇〇小学校と川崎市教育委員会との間で〇〇〇〇〇についてなされたやり取りの記録である「〇家対応に関するメモ」を対象公文書と特定して部分開示すべきであり、(2)「〇〇区対応一覧」を作成する際に基となった情報である要望書、FAX等を対象公文書と特定して全部開示をすべきであるが、その余の処分は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、〇〇〇〇（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、平成21年9月15日付けで川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次の項目について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### (1) 小学校が保有する情報

ア 〇〇〇〇小学校（以下「小学校」という。）と川崎市教育委員会との間で本件児童についてなされたやり取りの記録全て（以下「請求(1)ア」という。）

イ マニュアルに基づいて作成された体罰、いじめ、クレームなど本件児童についての記録（以下「請求(1)イ」という。）

ウ 平成21年4月30日付け（21川教指第570号）で開示された「〇家対応に関するメモ」（以下「対応メモ」という。）を作成する際に基になっている書面（以下「請求(1)ウ」という。）

エ 「対応メモ」内に「7/11 職員打ち合わせにて経過報告」とあるので、その経過報告の記録（以下「請求(1)エ」という。）

オ 「対応メモ」内に「10/22 オンブズパーソンより〇月〇日に取下書が提出された旨連絡あり」とあるので、その記録（以下「請求(1)オ」という。）

カ 平成20年12月19日に行われた教室での担任教諭等との話し合いについて、管理職が出した指示の記録及び担任教諭等が管理職に提出した報告書など（以下「請求(1)カ」という。）

キ 平成20年12月19日に行われた校長室での教頭等との話し合いにおいて、教務主任が取っていた記録（以下「請求(1)キ」という。）

ク 平成20年12月23日に行われた話し合いの際に、教務主任が記録係として同席していたので、その記録（以下「請求(1)ク」という。）

### (2) 川崎市（区、オンブズパーソンも含む。）が保有する情報

ア 「対応メモ」を作成する際に基になっている書面（以下「請求(2)ア」という。）

イ 平成21年4月30日付け（21川教指第570号）で開示された「〇〇区対応一覧」（以下「区対応一覧」という。）を作成する際に基になっている書面（以下「請求(2)イ」という。）

実施機関は、本件請求に対し、平成21年11月13日付けで請求に係る保有個人情報を保有していないとして、文書不存在による拒否処分（以下「本件処分」という。）を

行った。異議申立人は、平成22年1月19日付けで本件処分に対し、文書が作成・存在しているはずであり全ての書面を開示すべきである、として異議申立てを行った。(当審査会諮問個人第134号事件)

なお、上記異議申立てのうち請求(1)クについては、平成23年4月27日付けで異議申立取下書が提出されている。

### 3 異議申立人の主張要旨

平成22年1月19日付け異議申立書、同年6月23日付け意見書、平成23年4月8日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

実施機関は「記録を作成していない」「記録が存在しない」「記録を破棄している」という理由で全て拒否処分としているが、本来作成しなければならないと思われる書面、当然作成されているはずの書面があると考えられ、全ての書面を開示すべきである。各項目における詳細については、次のとおりである。

#### (1) 小学校が保有する情報

請求(1)ウに関連する「対応メモ」には、「○家」が「○○家」であるという記載がどこにもない。また、「対応メモ」は日時や内容が詳細に整理された形で記録されているため、その基になっているメモ、日誌、下書き、さらには別の記録媒体(ファイル)などについての開示を求める。

請求(1)エについては、別に関示されている7月3日の打ち合わせ記録をみると、定型書式であることから、7月11日の打ち合わせも当然存在しているはずである。また、この書面に経過報告が記載されていない場合は、どのようにして経過報告がなされているのか、その方法を拒否理由に記してほしい。

請求(1)カについては、学校行事として実施された面談であるにもかかわらず、面談の記録が残っていないのはおかしい。何らかの書面が存在するはずである。書面を作成していないのであれば、作成しなかった合理的な理由の説明を求める。

請求(1)キについても、学校行事として実施された面談であるにもかかわらず、面談の記録が残っていないのはおかしい。面談のメモを破棄した方法及び理由の説明を求める。

#### (2) 川崎市(区、オンブズパーソンも含む。)の保有する情報

請求(2)アについては、○○区・教育担当(以下、「区・教育担当」という。)が保有する情報のみを限定して拒否処分としていることはおかしい。請求(1)ウにおいて、小学校に同様の請求を行っているが、この請求は小学校、オンブズパーソンも含めて川崎市が保有する情報の開示を求めたものであり、「対応メモ」の記載が事実であるかどうかを確認するための請求である。請求者の意図を汲まず一方的な判断をすることは控えるべきだ。

請求(2)イに関連する「区対応一覧」には、「3年生男子児童」が本件児童である旨の記載がない。「区対応一覧」の作成方法について「基となる文書はない」という理由部分に疑義がある。少なくとも、実施機関に提出したFAX、要望書等の書面が存在するはずであり、開示を求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成22年5月13日付け処分理由説明書、平成23年5月13日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

##### (1) 小学校が保有する情報

請求(1)アについては、小学校において本件児童についての教育委員会とのやりとりを記録した文書は作成していない。

請求(1)イについては、小学校において本件児童についての体罰、いじめは確認されておらず、マニュアルに基づく報告書等の文書は作成していない。また、クレームに関する報告書等の文書は作成しておらず、クレームを受けた場合に文書の作成を義務付けるマニュアルはない。

請求(1)ウについては、小学校において異議申立人側との対応について記録していたのが「対応メモ」であり、当該文書は記憶や紙片等に書かれたメモ書きを基にパソコンに直接入力して作成したものである。紙片等は公文書に当たらず、入力後は不要であるためすぐに廃棄した。また、「対応メモ」に個人名を使用していない理由は、「〇家」という表記と記載内容から同校の関係職員は異議申立人家族に関するものであることを認識できるためである。

請求(1)エについては、7月11日の職員打ち合わせは、定例の打ち合わせとして行われた7月3日の打ち合わせと異なり、異議申立人等の来訪を受けて急きょ開催した打ち合わせであったため、定型の書式に記載しなかった。また、ほかに経過報告を記録した文書も作成していない。

請求(1)オについては、区・教育担当から小学校に対しての連絡は、電話により口頭でなされたため、取下げに係る連絡文書は受け取っておらず、また、小学校において電話で連絡を受けた事実を記載したものが「対応メモ」であり、ほかに文書は作成していない。

請求(1)カについては、長期休業前に行われる児童の様子を保護者に伝えることが主目的である定期的な個人面談は、通常、面談記録を残さないものであり、12月19日の教室における話し合いは、これに該当するものである。また、同日の話し合いに関する担任教諭等への管理職の指示や管理職への報告は全て口頭で行われており、文書を作成していない。

請求(1)キについては、請求(1)カの定期的な個人面談に引き続いて校長室に面談場所を移して行ったものであり、教務主任が手書きのメモを取っていたものであるが、話し合いの内容が校長に報告された後は不要となり、すぐに廃棄した。

請求(1)クについては、12月23日は話し合い自体が行われていないため、記録は作成されていない。

##### (2) 川崎市（区、オンブズパーソンも含む。）の保有する情報

請求(2)アについては、前記請求(1)ウにおいて小学校が保有する情報を請求しているため、小学校以外の実施機関の所管課及び施設において保管されている情報と解して、関係所管課である区・教育担当において保管された記録は存在しないとして拒否処分と

したものである。「対応メモ」は小学校で作成したものであるため、小学校以外に「対応メモ」の基となっている日報やメモなどの記録は存在しない。

請求(2)イについては、異議申立人側や小学校との対応について記録していたものが「区対応一覧」であり、当該文書は担当者の記憶や紙片等にかかれたメモ書きを基にパソコンに直接入力して作成したものである。紙片等は公文書に当たらない上に、入力後は不要であるためすぐに廃棄した。当該請求は、「区対応一覧」とは別に区・教育担当において作成した詳細な記録であると解し、異議申立人が実施機関に提出したFAX、要望書等の書面は請求対象に含まれないと判断した。

また、「区対応一覧」に個人名を使用していない理由は、「〇〇〇小学校」の「3年生男子児童」に該当するのは本件児童のみであり、本件児童に関する項目を容易に特定することができるためである。

## 5 審査会の判断

### (1) 小学校が保有する情報

ア 異議申立人の請求(1)アは、小学校が保有する情報のうち「小学校と教育委員会との間で本件児童についてなされたやり取りの記録全て」の開示を請求するものである。

これに対する実施機関の拒否処分理由は、小学校において本件児童についての教育委員会とのやり取りを記録した文書は作成されていない、とするものであった。

この文書不作成の理由につき、当審査会が実施機関に対して聴き取りによる調査を行ったところ、本件児童に関する小学校と教育委員会とのやり取りのうち、校長が作成する必要があると判断したものは、既の開示されている「対応メモ」に集約されており、それ以外のやり取りについては校長の判断により記録文書として残していない、とのことである。

実施機関の説明によると、「対応メモ」は学校と家庭の連携や対応、経過等を把握し、行き違いが生じないようにするために主として異議申立人家族と学校の対応に関する事項を時系列に記したものであるが、小学校と教育委員会との間の連絡についても記載している部分があった。当該記録は校長が個人的に作成したものであったが、小学校が区・教育担当に相談した際の経過説明の資料として供覧したために組織的に保有され公文書となったものであり、既に異議申立人に開示（部分開示）されているものである、とのことである。

そうすると「対応メモ」は、異議申立人の請求する「小学校と教育委員会との間で本件児童についてなされたやり取りの記録」を記載した公文書であり、別の請求で既の開示されているからといって、異議申立人が請求の対象から当該文書を除外する意思を示さない限りは対象公文書に含めるべきである。したがって実施機関は、既に部分開示されている「対応メモ」につき、本件請求の対象公文書として同様に部分開示すべきである。

イ 異議申立人の請求(1)イは、「体罰、いじめ、クレームなどの際には、当該マニュアルなどに従って作成が義務付けられていると聞いているため、その記録」の開示

を請求するというものである。

これに対する実施機関の拒否処分理由は、小学校において本件児童についての体罰、いじめ、クレーム等に関する報告書は作成されておらず、また、クレームを受けた場合にはマニュアル等に基づいて文書の作成が義務付けられているという事実はない、としている。

当審査会は、実施機関から異議申立人の請求にあるマニュアルに該当するものとして『心ゆたかな子どもの育成のために』（川崎市教育委員会 学校教育部指導課編集 平成16年11月発行）と題する冊子の提出を受けた。川崎市においては、学校において体罰やいじめが発生した場合には本冊子に示された所定の様式を用いて報告書を作成することになっている。本冊子によれば、日々の生活を営む上で最も重要なことは、自他の生命を尊重することと安全に留意することであり、学校教育においても自らの生命の大切さを自覚し、健康に心がける態度を養うとともに、他人の生命や安全を尊重する態度を身につけるよう指導することが大切であること、学校における安全教育は、川崎市の教育の基盤である人権尊重教育の理念に立った子どもの豊かな成長を支える教育活動として重要であること、さらに学校教育に携わる教職員は、子どもの発育や発達状況、行動の特性等を十分に把握し、学習環境を整え、生命を失ったり傷つけたりすることのないよう最大の努力と注意を払って保護者・市民の信頼に応える責務があることから、今日的な教育課題を踏まえた上で学校事故防止のための安全管理と指導のあり方や事故や災害が発生した場合の初期対応のあり方等をあげた本冊子を作成し、特に「体罰」、「いじめ」、「児童虐待」につき、それぞれについての学校の取組と万が一が起こった場合の対応について掲載した、とされている。

このうち、体罰といじめについては、これらを防止するための取組等の記載のほか、これらが発生した際の学校から実施機関に提出される報告書の作成について定められている。

それによると、体罰が発生した場合には「体罰に関する報告書」に、発生日時、発生場所、当事者の氏名等、体罰発生に至る当事者及び関係者からの聴取内容、体罰発生後の対応、校長の指導等に関する事項、校長の所見について、いじめが発生した場合には「いじめに関する報告書」に、発生日時、発生場所、関与者の氏名等、いじめについての被害者及び関与者からの事情聴取、学校の対応と処置について、それぞれ具体的に記載することとされている。

これらによれば、いずれの場合にも、まずもって体罰又はいじめが発生した学校において事実関係の調査等を行い、これらに対応した後に報告書を作成し提出することとなっている。

これに対して、実施機関は本件児童に対する体罰又はいじめの発生を小学校において確認していないとしており、そうであるとすれば小学校に対して報告書の作成は義務付けられていないことから、当該報告書が存在していないとする実施機関の説明は不合理とまではいえない。

なお、クレームに関しては、マニュアル等に基づく文書の作成を義務付けていな

いとのことから当該文書が存在しないとしても特段不合理なことではない。

ウ 異議申立人の請求(1)ウは、「対応メモ」を作成する際に、その基になっている書面 日報やメモなどのレベルで記録がなされていることと思われるので、その書面全て」の開示を請求するというものである。

これに対する実施機関の拒否処分理由は、小学校において異議申立人側との対応について記録していたのが「対応メモ」であり、このメモの基となる文書は存在しないとしている。すなわち、「対応メモ」と題する文書は、同校の校長がその日の対応に関する記憶や紙片等に書かれたメモ書きを基にパソコンに直接入力したものであり、当該文書の基になる公文書は作成しておらず、また、紙片等は公文書に当たらない上にパソコンへの入力後は不要となりすぐに廃棄した、というものである。

条例第2条第3号は、保有個人情報の定義を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」と定めている。そして、情報公開条例第2条第1号では、公文書について「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの イ 図書館、博物館その他これらに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」と定義している。

いずれにせよ、条例に基づく開示請求の対象となる保有個人情報は、それが組織的に利用されているものであることから、職員が公文書を作成するために個人的に記した覚書等は、それが組織的に利用されていない限り保有個人情報には該当しない。そして、そのような覚書等の情報は、公文書が作成された時点で廃棄されるのが通常であり、それは個人情報保護の観点からも求められる。

したがって、「対応メモ」を作成する際にその基になっている書面等が存在したとしても、それらが保有個人情報に該当しない限りは開示請求の対象とならず、またそれらが「対応メモ」が作成された後に廃棄されたとしても、条例上違法な点はない。

また、異議申立人は本項目に関する異議申立ての理由の中で、実施機関の作成した文書に記載される「○家」という表記が「○○家」を意味することの記載がどこにもないことから、「○家」が「○○家」であることの証明を求めている。

これに対して実施機関は、「○家」という表記と記載内容から、同校の関係職員等は当該文書が異議申立人家族に関するものであることが認識できるということもあり、当該文書の表題に異議申立人の氏名は使用されなかったとしている。

実施機関の作成する公文書の中には、専ら実施機関の担当者等、限られた範囲の

職員等の間で業務遂行のために利用されるものがあり、本件公文書たる「対応メモ」は正にその種の公文書である。その場合には、当該公文書を利用する限られた職員の間で共通に了解できる表現を使用することはあり得る。とりわけ個人名等については、個人情報保護の観点からこのように表記することは一般に見られるところである。

本件公文書の利用者が限られ、かつ記載内容からも「○家」は異議申立人家族を表す言葉であることが利用者において認識されることは明らかであって、文書中に「○家」を異議申立人家族であるとする記載をあえて明記しなかったものと推察される。

以上の前提から、本件公文書中における「○家」は「○○家」を意味する表現であることは明白であり、これ以上の具体的な証明までも要するものとはいえない。

エ 異議申立人の請求(1)エは、「対応メモ」内に「7/11職員打ち合わせにて経過報告」とあるので、その職員打ち合わせの経過報告部分の記録の開示を請求するというものである。

これに対する実施機関の拒否処分理由は、小学校において当日の職員打ち合わせでの本件児童に関する経過報告が記載された文書は作成されていないとするものであった。これについて実施機関は処分理由説明書において、同校の定例の職員打ち合わせは毎週木曜日の午前8時30分から行われており、別件で異議申立人に対して打ち合わせ記録として開示されている平成20年7月3日木曜日の記録は、定例の打ち合わせの開催日であったため記録担当の職員が打ち合わせでの連絡事項等を当日の記録に記載していたものである。一方、同年7月11日金曜日は、校長が玄関先で異議申立人等の来訪を受けたことから、同校で急きょ打ち合わせがもたれて校長が職員等に経過を説明したものであるが、当日は定例の打ち合わせの開催日ではなく、打ち合わせの記録担当の職員も決めていなかったこともあり、打ち合わせの内容については当日の記録に記載されなかった、と説明している。

以上の実施機関の説明によれば、平成20年7月11日の職員打ち合わせは、同日に校長が異議申立人等の来訪を受けて緊急に開催したものであり、そのことから、毎週木曜日に開催される定例の職員打ち合わせにおけるように記録担当の職員を置くことなく経過説明を行ったものであるから、当日の経過報告に関する記録を記載した文書が存在しないことが、特に不合理であるとまではいえない。

オ 異議申立人の請求(1)オは、「対応メモ」内に「10/22オンブズパーソンより○月○日に申立人から「都合により取り下げ」の取り下げ書が提出された旨連絡あり」と記されているので、その記録の開示を請求するというものである。

これに対する実施機関の拒否処分理由は、人権オンブズパーソンの人権救済申立てが取り下げられた旨の連絡は、区・教育担当から小学校に対して電話により口頭でなされたため、取下げに係る同校への連絡文書は作成されていない、とするものである。これについて実施機関は口頭による処分理由説明で、人権オンブズパーソンから口頭にて区・教育担当に対して救済申立人が救済申立てを取り下げた旨の情報提供がなされたため、区・教育担当は同校に対しても口頭にて情報提供したものの



であり、区・教育担当主幹において文書での連絡は不要と判断したため、同校宛での取下げに係る連絡文書等は作成されていない、と説明している。また、小学校では口頭で連絡を受けた事実について、既に開示されている「対応メモ」に記載されたもの以外に文書は作成していないが、それは校長が同メモにその情報を集約したため、それ以外の文書は校長の判断により作成されなかったとしている。

行政機関内部の相互の連絡については、法令等により文書にして行うことが義務付けられているもののほかは、当該連絡の内容如何によって、所属の長による文書化の要・不要の判断があり得る。上記連絡の内容は、単に取下書が提出されたとの事実を連絡したに過ぎず、当該事実については区・教育担当及び校長その他関係者の間で認識すれば足りるものである。これについては、実施機関において個別に文書化しなければならないといえるほどの情報とまではいえず、また、取下げの事実それ自体については「対応メモ」に記載されており、それ以上の文書作成の義務があるとまではいえない。小学校においては校長の判断により「対応メモ」以外の文書を作成して記録しなかったことは、むやみに個人情報保有をしないという個人情報保護の趣旨に沿う対応であると考えられる。

カ 異議申立人の請求(1)カは、「平成20年12月19日に行われた教室での担任教諭等との話し合いについて、管理職が担任教諭等に出した指示の記録及び担任教諭等が管理職に提出した報告書など」の開示を請求するというものである。

これに対する実施機関の拒否処分理由は、小学校において同日の話し合いに関する管理職による指示や管理職への報告は口頭で行われ、これらの指示の記録や報告書は作成されていない、とするものである。なお、これについて実施機関は処分理由説明書において、教員が保護者と面談した際は面談内容が管理職に報告されない場合もあり、報告される場合であってもその多くは口頭で行われており、同日に担任教諭等が本件児童の父母と面談した際も、管理職による指示や管理職への報告は全て口頭で行われ指示の記録や報告書は作成されなかった、と説明している。さらに、口頭による処分理由説明において、学期末や長期休業前に行われる個人面談は期間を設けて行われるものであり、当該学期の児童の様子を保護者に伝えるのが主目的であって、面談時間も短時間であり、通常、記録に残すものではないとも説明している。

実施機関の説明にあるように、異議申立人のいう「教室での担任教諭等との話し合い」とは、学期末や長期休業前に行われる児童全員の保護者を対象とした定期的な個人面談であり、これは一般に限られた期間中、短時間で面談を行うものである。

校長等管理職の教員に対する指示については、その全てが文書によらなければならないというのではなく、上記のような定期的な個人面談に関する指示について、これを文書によらなければならないとする法令等の規定はない。

また、報告書作成の要・不要については、法令等により作成が義務付けられている場合を除いては、口頭による報告のみでその後の対応等が可能かどうかという観点から、所属の長が決定すべきものといえる。

学校における定期的な個人面談について、報告書の作成を義務付ける法令等は存在せず、他方で限られた期間の中、短時間で行われる面談につき、個別に報告書を作成することは困難であり、通常は記録を残すものではないとする運用は不合理とはいえない。本件個人面談においても、校長等は口頭による報告を受けた上で報告書の作成を求めなかったのであるから、当該報告書が存在しなかったとしても、それが特段不合理であるとまではいえない。

以上により、異議申立人の請求する上記指示の記録及び報告書については、それらの作成が法令等によって義務付けられているものでなく、また、作成する必要性があるとまではいえないので、当該文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

キ 異議申立人の請求(1)キは、「平成20年12月19日に行われた校長室での教頭等との話し合いにおいて、教務主任が取っていた記録」の開示を請求するというものである。

これに対する実施機関の拒否処分理由は、小学校において同日の話し合いの際に取られたメモは、校長への報告後は保存されていないとするものであった。これについて実施機関は処分理由説明において、教員が保護者と面談した際は面談内容が管理職に報告されない場合もあり、報告される場合であってもその多くは口頭で行われているとした上で、同日教頭等が本件児童の父母と話し合った際に教員の一人が取っていたとされる手書きメモは、話し合いの内容が校長に報告された後は不要となりすぐに廃棄された、と説明している。

教員が作成したメモは、話し合いが終了した後に校長へ報告するための覚書である。当該覚書は組織的に利用されなければならない特段の事情も存在しないことから、報告後に廃棄されたとする実施機関の説明に不合理な点はない。

(2) 川崎市（区、オンブズパーソンも含む。）が保有する情報

ア 異議申立人の請求(2)アは、川崎市が保有する「対応メモ」を作成する際に、その基になっている書面 日報やメモなどのレベルで記録がなされていることと思われるのでその書面全て」の開示を請求するというものである。

これに対する実施機関の拒否処分理由は、「対応メモ」を作成したのは区・教育担当ではなく、同担当にはこの「対応メモ」の基となる文書はないとするものである。これについて実施機関は処分理由説明書において、異議申立人は「保有個人情報開示請求書」記載のとおり、「川崎市立〇〇〇小学校が保有する情報」と「川崎市（〇〇区、オンブズパーソンも含む。）が保有する情報」の開示を分けて請求しており、このうち請求(1)ウと請求(2)アについては、いずれも請求内容として「対応メモ」を作成する際に、その基になっている書面 日報やメモなどのレベルで記録がなされていることと思われるのでその書面全て」と記載されている。実施機関は、異議申立人が全く同一の保有個人情報を一つの開示請求書の中で重複して請求することはあり得ないことから、請求(1)ウは小学校において保管がなされている保有個人情報であり、請求(2)アは同校以外の実施機関の所管課又は施設において保管がなされている保有個人情報に対する請求であると解し、請求(2)アについては「教育委員会

事務局学校教育部〇〇区・教育担当」において保管がなされている「対応メモ」の基となる文書の開示を求めたものであると解した上で、同担当では該当する文書を保管していないとして請求を拒否したものである、と説明している。

請求(2)アは、実施機関が理解したように「教育委員会事務局学校教育部〇〇区・教育担当」が保管する保有個人情報に対するものであると解するほかない。「対応メモ」は小学校において作成されたものであって、一般的に当該文書を作成していない区・教育担当がその文書作成の際に基となる書面等を保有していることはないと考えられることから、実施機関の説明に不合理な点はない。

また、異議申立人は人権オンブズパーソンが保有する情報も請求しているが、人権オンブズパーソンは、市民の人権侵害に関する相談及び救済の申立てを受ける組織であって、「対応メモ」の作成はおよそ人権オンブズパーソンの所管とは無関係であり、「対応メモ」作成の際に基になっている書面を人権オンブズパーソンが保有しているとは考えられない。「対応メモ」の中には、「校長、オンブズパーソンより聞き取りあり」、「オンブズパーソンより〇月〇日に申立人から「都合により取り下げ」の取り下げ書が提出された旨、連絡あり。」等の記載が見られるが、これらは人権オンブズパーソンの活動や連絡事項といった事実を「対応メモ」作成者が書き込んだものであり、「対応メモ」作成の際に基になる何らかの資料について、「対応メモ」作成者でない人権オンブズパーソンが保有していると考えすることはできない。したがって、この点においても実施機関の説明に不合理な点はない。

イ 異議申立人の請求(2)イは、「区対応一覧」を作成する際に、その基になっている書面 No. 264以下 No. 1013まで全34件の詳細が何らかの形で記録されていると思われるのでその書面全て」の開示を請求するというものである。

これに対する実施機関の拒否処分理由は、区・教育担当において異議申立人側や同校との対応について記録していたのが「区対応一覧」であって、この一覧の基となる文書はないとするものである。これについて実施機関は処分理由説明書において、「区対応一覧」は、区・教育担当においてその日の対応に関する記憶や紙片等に書かれたメモ書きを基にパソコンに直接入力されたものであることから、当該文書の基となる公文書は作成されておらず、また、紙片等は公文書に当たらない上にパソコンへの入力後は不要なのですぐに廃棄された、と説明している。

実施機関が説明するとおり、「区対応一覧」を作成する際には担当者がその日の対応に関する記憶や紙片等を基に直接パソコンに入力するという方法が通常の作成方法であると考えられる。また、前記(1)ウに記載のとおり、実施機関の職員が作成した覚書等であっても、それが実施機関において保有され組織的に利用されている場合には開示請求の対象となる保有個人情報となるが、「区対応一覧」なる公文書のほかにその基となる情報が記載された紙片等までもが組織的に利用されなければならない特段の事情は存在しないことから、実施機関の上記説明に不合理な点はない。

ところで、異議申立人は異議申立書の中で、入力の際に個人を特定する情報を記載しないのであれば、No. 265、No. 266・・・と続いて入力していると思われるこの記録の中からどのようにして本件児童の情報と判断して開示することができ

るのが疑問である旨を主張している。これに対して実施機関は処分理由説明書において、当該文書中「〇〇〇小学校」の「3年生男子児童」に該当するのは本件児童のみであり、同校に関するものを検索の上「3年生男子児童」に関するものを選択することで本件児童に関する項目を容易に特定することができる、と説明している。

しかし、当審査会が実施機関から提出された「区対応一覧」を検分したところ、上記実施機関の説明による条件だけで本件児童を特定することができるとは必ずしもいえない。実施機関の口頭処分理由説明の際にこの点を正したところ、当該文書の「学校名」欄と「相談者・報告者」欄との間に「aaabbb a=件, b=回」という欄があり、当該の欄に記載された6桁のアラビア数字を検索することで本件児童の特定が可能であることが確認された。

さらに、既に異議申立人に対して開示されている「区対応一覧」には、上記「aaabbb a=件, b=回」欄そのものがなく、本件の審査に当たり実施機関から提出された上記公文書と異なっていることが判明した。

「区対応一覧」は表計算ソフトで作成された電磁的記録であり、上記「aaabbb a=件, b=回」欄は案件を検索する際に用いられる欄に過ぎないとしても、当該欄そのものもまた公文書を構成する情報の一部であり、本件児童の保有個人情報であると考えられるため、当該欄も含めて開示されるべきであった。本件開示請求とは直接にかかわる事項ではないが、保有個人情報の範囲特定に関する実施機関の判断には問題があると指摘することができる。

また、No. 264以下No. 1013まで全34件の詳細が何らかの形で記録されていると思われるとする異議申立人の請求書への記載内容について、実施機関は「区対応一覧」とは別に、区・教育担当において詳細に記録された文書の開示を求めるものと解し、異議申立人側が作成し実施機関に提出した要望書、FAX等は請求対象に含まれると解するのは妥当でない、と説明している（なお、異議申立人側が作成・提出した要望書、FAX等については、異議申立人が平成22年1月12日に保有個人情報の開示を請求した「区対応一覧」における全項目の各番号に対応する何らかのメモ、記録、書面等の全て」の請求対象に含まれるものとして、実施機関は平成22年2月12日付け全部承諾処分により、異議申立人に対し開示している。）。

しかし、異議申立人が作成し実施機関に提出したものであったとしても、実施機関の職員が職務上取得した個人情報であり、組織的に利用するものとして実施機関が保有しているものは保有個人情報に該当する（条例第2条第3号）。本件要望書、FAX等は異議申立人が作成・提出したものであるが、これらは「区対応一覧」を作成する際の基となった保有個人情報であると考えられるので、異議申立人が請求の対象から除外する旨の意思を示していない限り、実施機関はこれらを対象公文書と特定して開示すべきである。

なお、「区対応一覧」以外の詳細な情報を記録した文書の存否については、実施機関において必ずしも当該詳細な情報を記録した文書を作成し保管する必要があると

はいえないので、当該文書が存在していないとしても特に不合理な点はない。

また、異議申立人は人権オンブズパーソンが保有する情報も請求しているが、前記(2)アと同様「区対応一覧」の作成は人権オンブズパーソンの所管ではないので人権オンブズパーソンが保有しているとは考えられない。

(3) 結論

以上により、異議申立人の本件請求に対する実施機関の文書不存在を理由とする拒否処分については、(1)アに記載の「対応メモ」について部分開示、(2)イに記載の要望書、FAX等については全部開示されるべきであるが、その余の処分については実施機関の判断において不合理な点はなく、異議申立人の請求には理由がない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青柳 幸一

委員 植村 京子

委員 小塚 淳子

委員 三浦 大介